

発委第 1 号

八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議

上記決議を別紙のとおり会議規則第 13 条第 2 項の規定により提出いたします。

令和 8 年 3 月 26 日

提 出 者

八雲町議会運営委員会委員長 赤 井 睦 美

八雲町議会議長 大久保 建 一 様

八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会設置に関する決議

次のとおり八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会を設置するものとする。

記

- 1 名 称 八雲町役場庁舎等整備調査特別委員会
- 2 設置の根拠 地方自治法第 109 条第 1 項及び八雲町議会委員会条例第 4 条
- 3 目 的

新庁舎建設事業については、昨今の建設資材高騰等により二度にわたる建築主体工事の入札不調という厳しい現実直面し、これまでの実施設計が白紙撤回され、新たに基本設計より進めることになった。

本事業は多額な財政負担を伴うとともに、町民の生活や将来のまちづくりに極めて大きな影響を及ぼす重要課題である。

その整備にあたっての計画内容、進捗状況、財政見通し及び町民意見の反映状況等について、今回、改めて特別委員会の設置により、集中的かつ継続的に審議し、もって町民の理解と納得が得られる持続可能な庁舎整備を推進することを目的とする。
- 4 期 間 調査が終了するまでとする。
- 5 委員の定数 13 名

令和 8 年 3 月 26 日

北海道八雲町議会